

事 務 連 絡

令和3年10月21日

新型コロナウイルス感染症緊急  
包括支援事業費補助金（介護分）  
申請法人代表者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）に係る『消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書』の提出について（依頼）

このことについて、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（介護分）の申請をした法人（以下「法人」という。）につきましては、消費税の申告義務や返還金の有無に関わらず『消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書』（以下「報告書」という。）を提出していただく必要があります。

法人によって消費税の確定申告の時期が異なることから、報告書の最終的な提出期限は令和4年5月末としていますが、消費税の申告義務がなく補助金の返還が生じない法人や既に消費税の確定申告を終えている法人につきましては、令和3年12月末までの提出にご協力ください。（既に全体の4分の1程度の法人が報告書を提出済みです）

なお、詳細につきましては、県長寿社会対策課のホームページ（ページID：1748）や別紙「仕入控除税額報告書Q&A」をご確認ください。

また、補助金の返還がある場合は、後日、県から納付書を送付しますので、金融機関の窓口で納付していただくこととなりますが、返還時期につきましては、県と国との補助金事務の関係で令和4年度末頃になる予定ですのでご了承ください。

**【連絡先】**

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ  
課長補佐 岩崎 元治  
TEL：087-832-3887  
FAX：087-806-0206